

第3節 介護保険

1 介護保険

平成12年4月の介護保険制度施行から6年を経過し、平成18年度は大きな制度改正を受けて作成された第3期介護保険事業計画の初年度に当たる。制度の基本理念である高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本としつつ、制度を持続可能なものとするための見直しが行なわれた。また介護保険料の段階についても所得の低い人によりきめ細かく配慮した新しい段階が導入された。

(1) 介護保険法

<目的・事業内容>

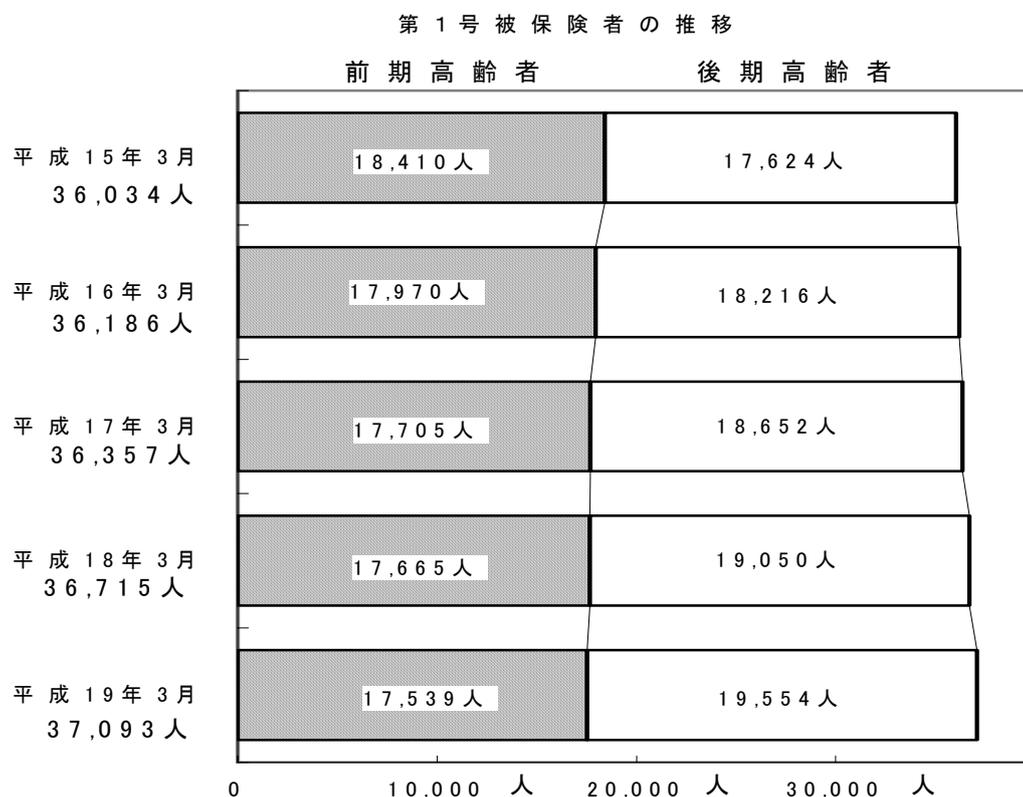
介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づいて、要介護者及び要支援者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な介護サービスについて、保険給付等を行うことにより、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的とする。

<対象者>

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給対象者	要介護・要支援認定を受けた人	加齢による病気（特定疾病）が要因で要介護・要支援認定を受けた人

<第1号被保険者数の推移>

第1号被保険者数は年々増加の傾向にあり、平成15年度以降は後期高齢者が前期高齢者を上回っている。



<実績>

①介護保険料の収入状況（平成18年度賦課分）

保険料を納める方法には、年金保険者（社会保険庁、共済組合等）が公的年金を支払う際に保険料を天引きし、一括して市に納める方法（特別徴収）と、市から送付される納付通知書で納める方法や口座振替等の方法（普通徴収）がある。

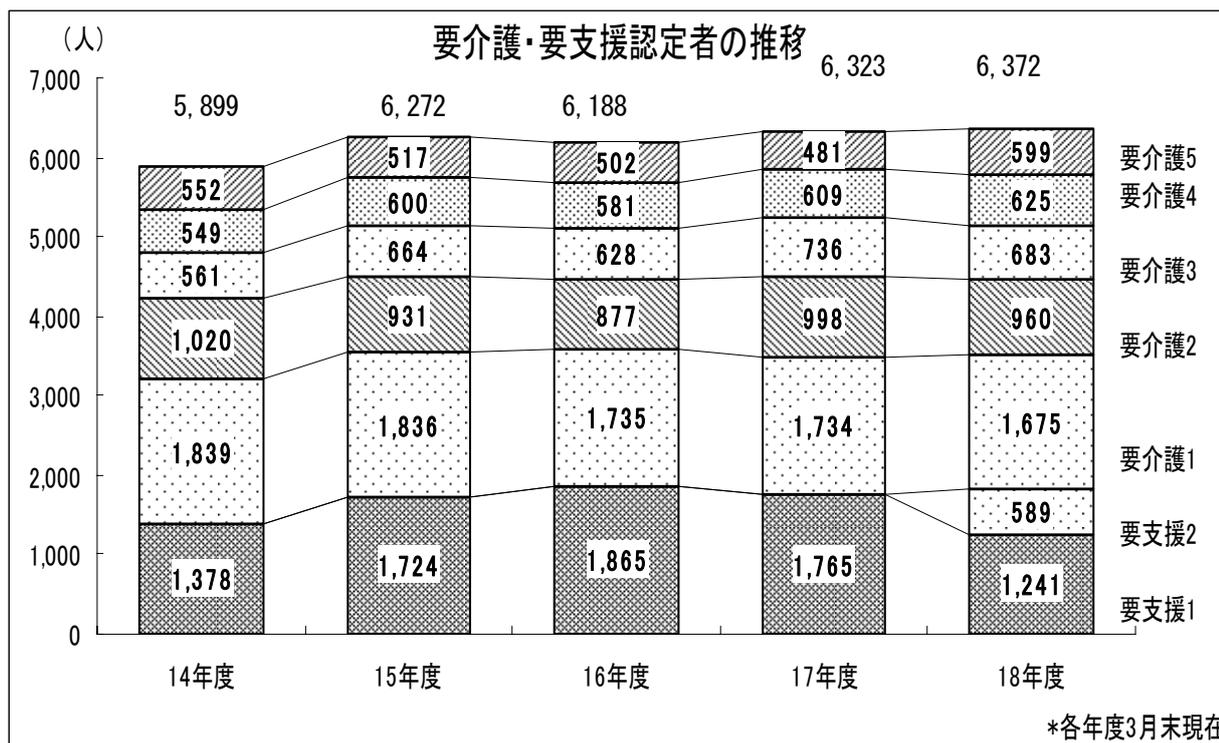
（単位：円）

	調定額	収入済額	還付未済額	収入率（%）
特別徴収	1,302,570,750	1,303,696,070	1,125,320	100.00
普通徴収	283,663,890	257,123,100	148,040	90.59
合計	1,586,234,640	1,560,819,170	1,273,360	98.32

②要介護認定実施状況

年 度	14	15	16	17	18
申 請 数	8,374	8,425	8,521	6,823	6,369
審査会開催回数	232/年	238/年	231/年	184/年	180/年

※ 平成18年度の認定申請件数は、新規1,565件、更新4,192件、区分変更566件、転入46件を合わせて6,369件あり、月平均約531件の申請があった。



平成18年度の介護保険制度改正により、「要支援1」「要支援2」という新たな区分が設けられ、これまでの6段階の区分から7段階となった。これまでの「要介護1相当」に該当した人について、状態の維持改善の可能性が高いかどうかの審査を行い、判定を行った。

平成14年度～平成18年度の認定者数（第2号被保険者を含む。）の推移をみると、要支援1・2、要介護1の認定者が過半数をしめている。

③介護サービスの給付状況

根拠法令等	介護保険法	所管課	介護保険課
		負担割合	(施設サービス) 国 20/100 県 17.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 (施設以外のサービス) 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100

平成18年4月の介護保険制度の改正に伴い、サービスの内容が見直され、軽度者を対象として介護状態の軽減・悪化防止のため「介護予防サービス」が新たに創設されるとともに、要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護などのサービス類型「地域密着型サービス」が新たに創設された。

(平成18年4月審査～平成19年3月審査分)

介護サービス		給付額 (単位：千円)	請求件数
在宅サービス	訪問介護	771,646	18,457
	訪問入浴介護	24,198	527
	訪問看護	129,316	3,225
	訪問リハビリテーション	17,817	723
	通所介護	690,451	11,093
	通所リハビリテーション	852,436	11,729
	福祉用具貸与	139,448	11,052
	短期入所サービス	214,628	3,215
	居宅療養管理指導	40,095	4,466
	特定施設入所者生活介護	259,852	1,634
	居宅介護支援	338,197	33,884
	福祉用具購入	11,998	408
	住宅改修	36,708	378
	在宅サービス計	3,526,792	100,800
施設サービス	介護老人福祉施設	1,187,207	5,318
	介護老人保健施設	1,492,226	5,992
	介護療養型医療施設	1,314,041	3,749
	施設サービス計	3,993,474	15,059
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	12,294	133
	小規模多機能型居宅介護	24,837	175
	認知症対応型共同生活介護	603,653	2,588
	地域密着型特定施設入居者生活介護	77,260	487
	地域密着型サービス計	718,044	3,383
高額介護サービス費	188,648	17,786	
特定入所者介護サービス	331,500	11,550	
①介護サービス 合計	8,758,459	148,578	

介護予防サービス		給付額 (単位：千円)	回数等
在宅サービス	訪問介護	115,036	5,697
	訪問入浴介護	0	0
	訪問看護	10,409	421

	訪問リハビリテーション	1,875	88
	通所介護	164,605	2,917
	通所リハビリテーション	85,265	2,428
	福祉用具貸与	11,295	1,112
	短期入所サービス	2,227	3,215
	居宅療養管理指導	3,508	402
	特定施設入所者生活介護	14,262	157
	介護予防支援	50,440	10,047
	福祉用具購入	2,923	130
	住宅改修	16,912	167
	在宅サービス計	393,492	23,631
施設サービス	介護老人福祉施設	1,847	10
	介護老人保健施設	2,029	10
	介護療養型医療施設	0	0
	施設サービス計	3,876	20
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	0	0
	小規模多機能型居宅介護	349	6
	認知症対応型共同生活介護	2,282	10
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
	地域密着型サービス計	2,630	16
	高額介護予防サービス費	438	209
	特定入所者介護予防サービス	96	32
	②介護予防サービス 合計	400,533	23,908
③審査支払手数料		11,297	141,218
①+②+③ 総計		9,170,289	313,704

(2)介護保険円滑化特別対策事業

①障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

根拠法令等	大牟田市訪問介護等利用者負担額減額給付費支給事業 実施要綱	所管課	介護保険課
		負担割合	県3/4 市1/4

<目的・事業概要>

平成12年4月の介護保険制度施行前から障害者施策事業による訪問介護サービスを利用していた人のうち、法の施行に伴い利用者負担が激変する低所得者に対し、利用者負担額の軽減を図るため10%の利用者負担割合を3%へ減額した。

平成18年度から障害者サービスも10%の利用者負担が原則となったため、経過措置として平成18年度に減額されていた人は、平成19年度からは6%、平成20年度からは10%の利用者負担となる。

<実績>

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
事業対象者数 (人)	102	82	63	53	44
減免額 (千円)	4,443	4,335	4,002	4,145	2,980
事業費 (千円)	4,549	4,424	4,082	4,210	3,031

②社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業

根拠法令等	大牟田市介護保険利用者負担額の社会福祉法人による軽減制度に対する助成事業実施要綱	所管課	介護保険課
		負担割合	県3/4 市1/4

<目的・事業概要>

介護保険サービスを提供する社会福祉法人が特に生計が困難な低所得者に対し、その社会的役割から当該サービスに係る利用料を軽減した場合において、社会福祉法人へ助成を行った。

<実績>

区分 年度	実施法人数	事業対象者数 (人)	補助額 (千円)				事務費	事業費合計
			訪問介護	通所介護	短期入所	特別養護老人ホーム入所		
14	3	16	13	7	5	179	2	206
15	2	13	10	0	0	7	7	24
16	2	12	4	0	0	42	7	53
17	2	12	1	0	0	91	6	98
18	1	12	1	0	0	51	7	58

(3)保健福祉事業

根拠法令等	介護保険法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	保険料 (1号被保険者)

<目的・事業概要>

介護保険制度では、第1号被保険者の保険料を財源として65歳以上の人を対象とした保健福祉事業を行うことができることとされている。

大牟田市は、平成18年4月現在で高齢化率が27.6%という現状にあり、早期から介護予防事業の検討を進め、平成13、14年度に「介護予防運動トレーニング指導モデル事業」として、筋力トレーニングマシンを使った転倒骨折予防教室を実施し、身体機能等の改善効果等が得られた。その効果を踏まえ、平成15年度から引き続き、保健福祉事業として介護予防筋力向上トレーニング事業を実施した。

①高齢者筋力アップ教室(A教室・B教室)

介護予防及び要介護状態の軽減を図ることを目的に、大牟田市民体育館トレーニングルームにおいて、毎週火曜日・金曜日にマシンを使用して身体機能の向上を図り、介護予防や健康管理に対する意識向上を目指し、教室を開催した。

教室終了後、参加者のほとんどに改善がみられ、参加者へのアンケート結果においても、身体的な効果だけでなくメンタルケアとしての役割も果たしていると考えられる。

平成18年度より介護予防事業としての筋力アップ教室事業を開始したことにより本事業を廃止した。

<対象者・実施期間>

区分	対象者	対象者数	実施期間
A教室	要介護認定者のうち、要支援、要介護1・2の人	8人以内	3ヵ月 (週2回、計24回)

B教室 (B1・B2教室)	要介護認定で自立と認定された人、その他虚弱高齢者	各12人以内	B1	1ヵ月 (週2回、計8回)
			B2	2ヵ月 (週2回、計16回)

<実績>

		年度		
区分		15	16	17
参加者数	A教室	20	20	24
	B教室	112	77	59

②高齢者筋力向上フォローアップ教室

高齢者筋力アップ教室修了者が継続して指導を受けながらトレーニングを行えるよう、フォローアップ教室を在宅介護支援センター等で実施した。在宅介護支援センターには、指導者が常駐し週2回のトレーニングを継続した。

平成18年度より介護予防事業としての筋力アップフォローアップ教室事業を開始したことにより本事業を廃止した。

<実績>

		年度		
区分		15	16	17
実施箇所数		6	9	9
参加者数		50	80	130

(4)地域包括支援センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の39	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40.5/100 県 20.25/100 市 20.25/100 保険料 19/100

<目的・事業概要>

介護保険制度の改正により地域で暮らす高齢者を介護・福祉・医療などさまざまな面から総合的に支援するため、平成18年4月に4か所の地域包括支援センターを設置した。地域包括支援センターの主な業務は、地域で暮らす高齢者を支援するための地域やさまざまな機関とのネットワークづくり、総合相談支援・権利擁護事業、ケアマネジャー支援事業、介護予防ケアマネジメント事業などである。

・地域包括支援センター設置状況

包括センター名	事業所住所	担当校区
中央地域包括支援センター	有明町2丁目3番地 長寿社会推進課内	大牟田、大正、上官、平原、白川、 中友
北部地域包括支援センター	大字手鎌1300番地42 手鎌地区公民館内	手鎌、明治、吉野、上内、倉永
東部地域包括支援センター	大字三池629番地2 三池地区公民館内	三池、銀水、羽山台、高取
南部地域包括支援センター	馬込町1丁目20番地1 駛馬地区公民館内	みなと、諏訪、駛馬北、駛馬南、 笹原、川尻、天道、玉川

①地域とのネットワークづくり

地域資源やニーズを把握するため、民生委員・児童委員協議会や校区町内公民館連絡協議会などの会議や地域の行事などに積極的に参加した。特に民生委員・児童委員協議会へは、役員会・校区会長会ばかりでなく、各校区の会議へ出向き、連携強化を働きかけた。

②総合相談支援・権利擁護事業

高齢者本人やその家族、近隣に暮らす人などから、介護・福祉・医療などさまざまな相談に下記のとおり応じた。また、平成18年4月に「高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたことから高齢者虐待の通報や相談に対応している。平成18年度においては、民生委員やケアマネジャーを対象に高齢者虐待に関するアンケート調査を行い、それを踏まえ高齢者虐待防止・対応マニュアルを作成した。そのほか、認知症などで判断力が不十分な人の権利と財産を守るために支援する制度である成年後見制度に関する相談に応じるとともに、申立てる人がいない場合の市長申立てなどを行った。

<実績>

・相談件数（4月～3月）

	中央地域包括 支援センター	北部地域包括 支援センター	東部地域包括 支援センター	南部地域包括 支援センター	総計
介護保険	181	178	126	137	622
権利擁護	240	30	16	35	321
予防プラン	81	236	131	110	558
地域支援・福祉事業	117	109	103	87	416
マネジャー支援	20	21	15	12	68
その他	315	441	245	239	1,240
計	954	1,015	636	620	3,225

・虐待に対する対応

虐待の通報〈届出〉件数	23件
うち虐待として対応した件数	21件
うちやむを得ない措置	1件
緊急保護〈吉野園〉	2件

・虐待の内容（重複あり）

身体的虐待	10件
介護・世話の放棄・放任	7件
心理的虐待	2件
性的虐待	0件
経済的虐待	9件

・成年後見制度市長申立て

申立て済	6件
審判済	3件
調査、手続き中	3件

③ケアマネジャー支援事業

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域において自分らしい生活を継続していくには、主治医とケアマネジャーの連携、在宅と施設の連携など、「地域包括ケア」を確立することがきわめて重要であり、そのためには、ケアマネジメントの質の向上とともにケアマネジャーの資質・専門性の向上が不可欠である。平成18年度は、地域単位（地域包括支援センターごと）で大牟田市介護支援専門員連絡協議会と主任ケアマネジャーとの協働で以下の研修を行った。研修は、研鑽の場にとどまらず、ケアマネジャー同士が気軽にコミュニケーションをとり、お互いが抱えている悩みや処遇困難事例を相談できるような「場」としても活用した。

▽中央地域包括支援センター

	期 日	内 容
第1回	平成18年11月16日	利用者を通して生活リハビリを学ぶ
第2回	平成19年2月15日	介護ストレスとストレスマネジメントについて

*2回目は北部地域包括支援センターと合同開催

▽北部地域包括支援センター

	期 日	内 容
第1回	平成18年11月16日	介護支援専門員なんでもしゃべり場
第2回	平成19年2月15日	介護ストレスとストレスマネジメントについて

▽東部地域包括支援センター

	期 日	内 容
第1回	平成18年12月12日	高齢者の医療費自己負担と医療制度改革のポイント
第2回	平成19年3月14日	高齢者と薬の管理～知っているようで知らない「薬」の知識～

▽南部地域包括支援センター

	期 日	内 容
第1回	平成18年11月10日	小規模多機能の実際は？ ～いまやまの家から～
第2回	平成19年1月19日	自立支援法と介護保険 ～支援法のサービスと大牟田の地域支援事業～

④介護予防ケアマネジメント

ア. 予防給付（要支援1・2プラン作成状況）

介護予防サービスは、要介護状態にならないように現在の生活機能の維持・向上を図ることを目的にしている。平成18年度に、地域包括支援センターにおいて、要支援1・2と認定された人に対しての介護予防プラン作成がスタートした。また、増加する作成件数に対応するため、地域包括支援センター運営協議会の承認を得ながら、11月に介護・予防相談センターを地域包括支援センターの最先機関（サブセンター）として位置づけ、連携して行うことにより効果的な事業の推進を図った。

<実 績> 要支援1・2プラン作成件数 (平成19年3月分 国保連請求実績から)

	中央地域包括支援センター	北部地域包括支援センター	東部地域包括支援センター	南部地域包括支援センター	合計件数
委託 新規	24	14	12	17	67
継続	245	181	197	260	883
直営 新規	11	15	16	10	52
継続	104	112	95	96	407
合計	384	322	320	383	1,409

イ. 特定高齢者把握事業

認定審査会において非該当と判定された人や基本健康診査の結果及び民生委員や保健師からの情報、さらには、平成17年度の介護予防・地域支えあい事業の参加者に対して、訪問調査を行い特定高齢者の候補者を把握した。また、候補者に基本チェックリストを行うことで特定高齢者を把握した。

調査件数	647人
特定高齢者候補者数	401人
特定高齢者数	330人

⑤大牟田市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置及び運営にあたり、中立性、公正性を確保するとともに、センターの適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、平成17年9月に「大牟田市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、地域包括支援センターの創設に向けて議論を行った。

平成18年度以降は、センターから事業計画書や事業報告書、収支予算・決算書等の提出を求め、適正に運営がなされているかについて確認を行っている。

<実績>

	年度	17	18
区分			
	開催回数	6	4

・平成18年度開催状況

	期 日	内 容
第1回	平成18年 9月29日	・地域包括支援センター収支予算について ・地域包括支援センター事業実施状況について（18年4月～8月）
第2回	平成18年11月22日	・地域包括支援センターの出先機関設置について
第3回	平成19年 1月31日	・地域包括支援センター事業実施状況について（18年9月～12月）
第4回	平成19年 3月26日	・平成19年度地域包括支援センター事業計画について ・平成19年度地域包括支援センター事業予算について

(5) 介護予防・相談センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の39	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40.5/100 県 20.25/100 市 20.25/100 保険料 19/100

<目的・事業概要>

地域包括支援センターと連携し、地域において各種相談の受付を行うとともに、介護予防事業、高齢者福祉事業の適用にあたり、相談者、事業利用希望者等へ訪問し実態調査も行った。

また、介護予防事業のうち筋力アップ教室等の開催も行った。

・設置状況

介護予防・相談センター名	事業所住所	担当校区
大牟田市社会福祉協議会	瓦町9番地3	上官・平原

天光園	宮崎 1695 番地 2	吉野・上内・倉永
延寿苑	歴木 1807 番地 1291	三池・高取
サン久福木	久福木 894 番地	銀水・羽山台
サンフレンズ	沖田町 510 番地	駛馬南・笹原・川尻
やぶつばき	青葉町 130 番地 2	駛馬北・天道・玉川
大牟田医師会	不知火町 2 丁目 144 番地	大牟田・大正
こもれび	中町 1 丁目 4 番地 1	手鎌・明治
済生会大牟田	田隈 810 番地	白川・中友
美さと	南船津町 1 丁目 10 番地	みなと・諏訪

・活動状況

年度	18
区分	
訪問調査件数(実人員)	810
事業費(千円)	12,529

(6) 介護予防事業及び任意事業の推進

根拠法令等	介護保険法第115条の38	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	(介護予防事業) 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 (任意事業) 国 40.5/100 県 20.25/100 市 20.25/100 保険料 19/100

<目的・事業概要>

平成18年4月より施行された改正介護保険法に基づき、地域支援事業が創設され介護予防事業(特定高齢者向け、一般高齢者向け)及び任意事業に取り組んだ。

①介護予防事業(特定高齢者向け事業)

要支援、要介護等の要介護認定を受けていないが、現状が継続すると要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき、事業を実施した。

ア. 筋力アップ教室事業

マシントレーニングを3ヵ月間(25回シリーズ)にわたり実施した。

年度	18
区分	
延利用者数	78
事業費(千円)	7,413

イ. 筋力アップフォロー教室事業

筋力アップ教室事業を修了した方等に引続き、3ヵ月間(25回シリーズ)にわたり実施した。

年度	18
区分	

延利用者数	52
事業費(千円)	2,357

ウ. 介護予防教室事業(よかば〜い体操教室事業)

トレーニングマシンを使わない家庭でできる筋力トレーニング(よかば〜い体操)を6ヵ月間(10回シリーズ)にわたり実施した。

区分 \ 年度	18
延利用者数	9
事業費(千円)	614

エ. 栄養改善教室事業

管理栄養士が中心となり低栄養状態の評価を行い、個別プログラムを作成し、個別および集団指導のための教室を6ヵ月間(8回シリーズ)にわたり実施した。

区分 \ 年度	18
延利用者数	10
事業費(千円)	218

オ. 口腔ケア(口腔機能向上)教室事業

参加者の口腔状態を把握し、個別プログラムにより口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練などを3ヵ月間(6回シリーズ)にわたり実施した。

区分 \ 年度	18
延利用者数	19
事業費(千円)	478

カ. 介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、介護予防を目的としたアクティビティ(運動、教養、趣味等の作業活動)を実施した。

区分 \ 年度	18
延利用者数	158
事業費(千円)	14,152

キ. 介護予防配食サービス事業

栄養改善の必要があると判断された特定高齢者を対象に、栄養改善と併せて閉じこもり、認知症、うつ等を予防し、在宅で自立した日常生活を送れるよう実施した。

区分 \ 年度	18
延利用者数	56
総配食数	4,313
事業費(千円)	949

②介護予防事業(一般高齢者向け事業)

特定高齢者に該当しない高齢者に対し、在宅生活等の継続や地域との交流を目的として、事業を実施した。

ア. 健康づくり市民サポーター養成研修事業

介護予防事業（運動機能向上・低栄養改善・口腔機能向上等）や救急法、筋力トレーニングやストレッチの方法の研修を3ヵ月間にわたり実施し、研修修了後、筋力アップ教室や口腔ケア教室等において、指導者の補助や記録等を行うボランティアを養成した。平成16年度より養成している。

年度	17	18
区分		
養成者数	20	16
事業費（千円）	122	156

イ. いつまでも現役体操クラブ事業

運動器機能向上による生活機能の改善を図り、要介護状態になることを防ぐため、一般高齢者等を対象に、マシントレーニングの指導やストレッチを実施し、トレーニング効果の維持・向上を図った。

年度	18
区分	
延利用者数	223
事業費（千円）	90

ウ. よかば〜い体操フォロー教室事業

介護予防教室（よかば〜い体操教室）の終了者または、新たに参加希望する方に、よかば〜い体操教室の終盤期と同内容を、運動指導士を講師として実施した。

年度	18
区分	
延利用者数	75
事業費（千円）	168

エ. 介護予防地域活動組織支援事業（いきいきクラブ・ふれあい教室事業）

ボランティア主導型の健康づくりやレクリエーション等を地域及び保健所において実施した。

年度	18
区分	
延利用者数	274
事業費（千円）	80

オ. 老人クラブ介護予防活動支援事業

大牟田市老人クラブ連合会に委託し、介護予防に資する運動に係る大会や教養講座等を開催した。

年度	18
区分	
事業費（千円）	2,000

③任意事業

特定高齢者に該当しない高齢者に対し、在宅生活等の継続等を目的として、事業を実施した。

ア. 自立支援配食サービス事業

在宅一人暮らしで心身の状況により食事の用意が困難な高齢者を対象に、生活の自立と質を確保するとともに、安否確認も合わせて実施した。

年度	18
区分	
延利用者数	454

総配食数	59,186
事業費(千円)	8,897

イ. 家族介護慰労金支給事業

1年間介護保険のサービスを受けずに重度の要介護高齢者を介護している家族に対し、慰労金を支給するもので、平成18年度から、介護保険法に基づく地域支援事業の任意事業として実施している。

年度	18
区分	
件数	0
金額(千円)	0

ウ. 成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく、認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対し支援を行うため、制度の紹介を行うとともに、審判請求ができない方に対しては市が申立てを行った。

年度	18
区分	
市長申立件数	6
事業費(千円)	248

(7) 介護用品給付サービス事業(紙おむつ給付)

根拠法令等	介護保険法第18条第3号 大牟田市介護保険条例第20条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	保険料(第1号被保険者)

<目的・事業概要>

在宅で寝たきりや認知症等により排尿、排便の支援が必要な高齢者及び介護者の負担及び費用負担の軽減を図るため、紙おむつを支給している。平成7年2月から実施している。

平成18年度から、介護保険市町村特別給付として実施している。

年度	18
区分	
給付人員	474
事業費(千円)	8,742

(8) 介護費用適正化事業

根拠法令等	介護保険事業関係業務実施要綱	所管課	介護保険課
		負担割合	市10/10

<目的・事業概要>

適切なケアプランの確保のため、適正化システムを活用し、ケアプランの作成件数、サービスの給付実績等のデータに基づきサービスの提供実績の確認、過剰なサービスの提供や過度の利用者掘り起こしが行われていないか確認を行った。

(9) 制度の適正運営等の取組み(あんしん介護創造事業)

介護保険制度の導入に伴い、利用者の権利擁護を促進し安心して介護サービスを利用できる介護環境を構築することを目的として、介護サービスの質の確保・向上を図る「あんしん介護創造事業」に取り組んでいる。このことにより、高齢者が安心してサービスを利用できる介護環境づくりを進めている。

①あんしん介護相談員派遣事業

根拠法令等	大牟田市あんしん介護相談員派遣事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
-------	-----------------------	-----	---------

		負担割合	国 40.5/100 県 20.25/100 市 20.25/100 保険料19/100
--	--	------	---

<目的・事業概要>

市民公募によるあんしん介護相談員が市内の介護保険施設及びグループホームを訪問し、サービス利用者の話を聞き、疑問や不満・不安を相談活動により解消を図るとともに、施設等との意見交換や電話相談などに取り組んでいる。

②ケアプラン指導研修事業

根拠法令等	大牟田市ケアプラン指導研修事業実施要領	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40.5/100 県 20.25/100 市 20.25/100 保険料19/100

<目的・事業概要>

大牟田市介護支援専門員協議会から推薦された17人が2チームに分かれて、ケアマネジャーや介護サービス事業所職員を対象にケアプラン作成についての研修指導を行っている。

(10) 地域認知症ケアコミュニティ推進事業

根拠法令等	老人保健健康増進等事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

高齢化の進展に伴い認知症高齢者が今後さらに増加する状況の中で、本市では「認知症の人とその家族を地域全体で支え、誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、平成14年度から「大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業」に取り組んできた。高齢になるほど発症率が高まる認知症について、既に後期高齢者数が前期高齢者数を上回っている本市において、その対策を講じることは喫緊の課題となっている。

このため、認知症の発症前から終末期まで、地域、専門職等の関係機関が、認知症の進行に応じて本人とその家族に対する連続的・包括的な支援体制の整備を目指して、大牟田市介護サービス事業者協議会の認知症ケア研究会と密接な連携を図りながら、早期発見・診断、早期支援・予防、ケアマネジメントの質の向上、医療連携、地域啓発等に取り組んできた。

①認知症コーディネーターの育成

認知症になっても安心して地域で暮らすことができるまちづくりのために、地域における認知症ケアをコーディネートしていく専門職・指導者が求められている。

そこで、介護現場の職員に対して介護方法や対応方策の指導・助言を行うとともに、介護家族からの相談に応じるなど認知症ケア専門のコーディネーターとなる人材の育成を目指し、「認知症コーディネーター養成研修」を実施している。また、平成18年度からは小規模多機能型居宅介護施設の管理者の受講を義務付け、事業所指定の基準とした。

平成18年度は3期生9名に4期生12名を加え研修を実施し、3期生8名が研修を修了した。

②多職種協働・地域協働による地域包括ケア推進事業

もの忘れ相談医(かかりつけ医)や認知症専門医及び認知症コーディネーター等を中心とした専門職が、地域包括支援センター等と協働して認知症の早期発見、予防教室やケースカンファレンスに取り組むことで地域包括ケアサポート体制の推進を図った。

ア. 地域認知症ケアサポートチーム等によるもの忘れ検診・予防教室の開催

みんなの健康展や3カ所の介護予防拠点・地域交流施設においてタッチパネルやカードを用いた認知症スクリーニングを行うとともに、認知症について学べるような予防教室を開催した。また必要に応じ

での忘れ相談医のアドバイスや介護相談などを行った。

スクリーニングにおいて軽度認知障害の状態あるいは認知症の疑いがある地域住民を対象に3ヵ所の介護予防拠点・地域交流施設において、3ヵ月間、週1回、12回の認知症予防教室を開催し、認知症予防効果が期待できるアクティビティや日常生活指導や参加者との交流、病気や介護に関する相談、情報提供などを実施した。

イ. 地域包括ケアサポートチームによるケースカンファレンス

地域包括支援センターにおける認知症支援体制のサポートとして、地域包括支援センターが関わっている困難事例について、地域認知症ケアサポートチーム等を中心としたケースカンファレンスを6回開催した。

ウ. ほっと・安心（徘徊）ネットワークの全市的活動

全市内や周辺市町村への情報発信及び高齢者等SOSネットワークとの連携強化を図るため、はやめ南人情ネットワークと協働し、3回目となる徘徊模擬訓練を実施した。

③認知症進行段階に応じた支援体制研究事業

認知症の人が発症前から、人生の最後まで尊厳をもって暮らせるためには、予防や早期発見を促進し、早期から適切な医療やケア・サービスへつなげていくシステムが求められる。さらに重度化の要因となる急性疾患の発症時や入院時の適切な対応と早期退院へ向けた支援、在宅診療チームとの密接な連携による看取り支援体制が充実されなければならない。しかし、これらを整備するためには、認知症の人の進行段階に応じた支援者となる関係者の共通理解と医療とケアの連携が必要である。また認知症の早期診断を行うことによって、認知症本人や家族にとって最も重大な告知という課題に直面することとなる。そこで、病気の進行段階に応じた適切な支援体制について共通理解を図り、一貫したケアや支援の向上のために、もの忘れ相談医やケアマネジャーなど多職種で認知症の進行段階に応じた支援体制研究のためのワークショップを6回開催した。またあわせて介護支援専門員連絡協議会との共催でセンター方式についての研修会を3回開催した。

④認知症の人の正しい理解のための普及啓発事業

介護現場や地域において認知症の理解が深まり、地域全体で認知症の人やその家族を支えるネットワークを構築するために、認知症の人の正しい理解のための普及啓発事業に取り組んでいる。

ア. 子どもたちの認知症の理解のための絵本教室

子供の時から認知症という病気を正しく理解してもらうため、小中学校単位で認知症ケア啓発用絵本「いつだって心は生きている～大切なものを見つけよう～」を使つての絵本教室を開催している。平成18年度は、小学校4校と中学校3校で開催した。

イ. 認知症サポーター“こころみまもり隊”養成講座

平成17年度から「認知症を知る1年」キャンペーンの一環として、絵本教室等を通して認知症の理解を図ることにより、認知症市民サポーター“こころみまもり隊”の養成に取り組んでいる。平成18年度は、市民向け養成講座を3回、職域別養成講座を2回開催した。

ウ. 認知症ケア実践塾 in 2006

認知症介護に関わる職員などの専門性を高めることを目的に、単なる学習会ではなく、学んだことが介護現場での実践につながるような内容で、平成18年度は6回開催した。

エ. はやめ南人情ネットワーク

はやめ人情ネットワークは、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指して発足した地域のまちづくりネットワークで、日曜茶話会を開催しながら、まちづくりのためのさまざまな学習、情報発信を行っている。平成18年度は、第3回目となる徘徊の模擬訓練などが実施された。今後は、他の校区においても、このような地域のまちづくりネットワークの構築を目指していく。

(11)大牟田市介護給付費準備基金

根拠法令等	大牟田市介護給付費準備基金条例	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	保険料（第1号被保険者）

<目的・事業内容>

大牟田市では、平成12年度に「大牟田市介護給付費準備基金」を設置している。介護保険会計においては、保険料を3年ごとに見直すことにより、事業運営期間（3年間）の財政の均衡を図る中期財政運営を行っているが、事業運営を行う中で各年度終了後に剰余金が生じた場合は、基金に積立てを行い適正に管理を行っている。また、介護給付費等が不足した場合には、基金を活用し、不足分の財源に充てることとされている。

平成18年度においては剰余金が生じたため、運用により生じた利子収入とともに積立てを行い、基金現在高は下表のとおりとなっている。

なお、平成18年4月に第1号被保険者の保険料基準額を見直すにあたり、保険料の上昇を抑えるため、基金の一部を介護給付費の財源として活用することとした。

<実 績>

平成18年度の基金異動予定額

(単位：円)

年度当初額	積立額	処分額	18年度決算に伴う 基金高
639,350,111	4,427,861	0	643,777,972

(12)制度の周知

①“人・心・まちづくり”大牟田&アジアフォーラムの開催

平成18年4月28日に認知症の人の支援とまちづくりに関わる関係者全員が語り合い、課題を見据え、ともに乗り越えていく「心」と「知恵」と「力」をつなぐ機会をつくり、新しい地域コミュニティづくりを目的に『人・心・まちづくり』地域ミーティングを開催した。

②その他

制度に対する市民の理解を深め、将来にわたって制度の安定運営を図るために、『かいごほけん白書』を作成したり、『広報おおむた』や市公式ホームページに掲載する等による制度周知のほか、学習会等へ講師派遣を行い制度の説明や相談に応じている。また、介護保険制度改正に伴い地域包括支援センターの創設や地域密着型サービスの創設など制度の内容についての地域説明会を、地区公民館を中心に9か所で開催した。

(13)相談・苦情への対応

介護保険サービスを利用者が安心して適切に利用できるよう、相談・苦情窓口を設置している。受け付けた相談・苦情は、地域ケア会議を開催するなど関係機関とも協力・連携し迅速かつ適切に解決処理に当たっている。

(14)情報開示の状況

介護保険における認定手続きの透明性を確保するとともに、利用者の心身の状態に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが提供されることを目的として、被保険者や居宅介護支援事業者等に介護認定関係資料の開示を行っている。なお、平成18年度より介護予防プラン（要支援1・2）作成のための情報開示は、中央地域包括支援センターで対応することになった。

<実 績>

年 度	対 象	内 訳		
		認定調査表	主治医意見書	審査判定の経過等
17	個 人	39	11	11

	事業者	2,839	2,793	200
18	個人	24	4	3
	事業者	1,896	1,737	469